

# 令和8年度かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営業務仕様書

## 第1 委託業務の目的

現在職に就いていない女性・高齢者等に対し、県やハローワーク、その他関係機関等と連携しながら「かがわ女性・高齢者等就職支援センター」及び中西讃サテライト拠点を運営し、就労相談及びキャリアカウンセリング、個別セミナー、パソコン教室、職場見学等を通じた就労支援を行うこととする。

## 第2 対象者

当該事業の対象者は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ・女性・高齢者の無業者
- ・40歳以上の無業者
- ・デジタル活用促進支援（※1）を受ける女性・高齢者及び40歳以上の有業者

〔※1 デジタル活用促進支援とは、デジタル技術の習得や仕事への活用促進を支援するものであり、県が実施するデジタル技術に関する研修や訓練、本事業の第3の1(2)として実施するパソコン教室等を指す。〕

## 第3 委託業務の内容

### 1 相談支援

#### (1) 就労に係る相談支援

対象者との対面、電話、オンライン形式等での相談を通して、就職の希望条件、経歴等の詳細な情報を把握するとともに、就労に結び付くよう相談支援を行う。

#### (2) 個別セミナー、パソコン教室

ビジネスマナーの習得や面接練習、社会保険制度の学習等、対象者の能力・状況に応じた個別セミナーを適宜開催する。

なお、対象者のデジタル技術の仕事への活用を促進するため、個々のレベルに応じたパソコン教室を実施する。

#### (3) キャリアカウンセリング

支援対象者の状況やニーズに対応し、随時、キャリアコンサルタントによる個別相談を実施する。

#### (4) 職場見学等

対象者の状況に応じ、就労を希望する企業等において、職場見学などを行うほか、希望者に対しては公的職業訓練への情報提供等を行う。

なお、必要に応じて職場見学以上の職場体験などを行う際には、体験中の事故に備え、傷害保険・損害賠償保険に加入するものとする。

#### (5) 就労後の相談支援

支援後、就労した者に対し、職場定着・キャリアアップのための相談支援・カウンセリング等を行う。

#### (6) 出張相談、企業説明会、イベント開催

対象者の発見誘導のため、実施に適した場所（実施場所については、地域バランスを

考慮すること。)において出張相談及び中高年齢者向けの企業説明会を行う。

また、就労に関する相談会や企業説明会のほか、適職診断など、多様なイベントを開催することで、無業者の方々が就労に対して興味や関心を持つきっかけを創出し、新たな支援対象者の掘り起こしにつなげる。

このほか、市町や関係機関等からの出展依頼等については、県と協議のうえ、参加等について判断する。

#### (7) その他

県や国の職業紹介窓口及び県内の経済団体等、関係機関との連携を緊密に図り、情報交換や連携した取組みを行うことにより、事業効果を高めること。

また、支援にあたっては、対面形式によるもののほか、状況に応じてオンライン形式も活用し、対象者が参加しやすい方法を選択できる形での実施とすること。

### 2 企業訪問

企業訪問等により、企業の事業内容や職場環境等の情報及び従事する業務や必要な資格等、具体的な採用ニーズを把握するとともに、求人情報収集等を行う。

### 3 広報

#### (1) ホームページ等を開設し、適宜更新を行い、広く県民や利用者に情報発信を行う。

なお、ホームページの新設及び廃止に係る独自ドメインの取得及び管理については、県と事前に協議を行うとともに、廃止にあたっては、本業務終了後も、県が指示する期間(最低1年以上)は当該ドメインを保持すること。

#### (2) チラシ・リーフレット等を作成し、関係機関及び対象者が利用する施設等に配布する。

### 4 報告

相談案件の事後追跡を含め、本事業に係る利用状況や相談内容、支援計画・支援記録など各種データの集計管理を行い、県の指示に従い、定期的に報告する。

### 5 プラットフォームへの参画

県が統括する、ハローワークや経済団体等の関係団体からなる官民連携のプラットフォームに参画し、他事業との緊密な連携のもと、事業を実施する。

### 6 かがわ女性・高齢者等就職支援センターの設置、運営・管理

#### (1) 設置場所

<令和8年4月1日～>

香川県高松市丸亀町13番地2

丸亀町商店街ビル3階(しごとプラザ高松と同建物内)

<令和8年4月～6月>

当センターの認知度を向上させ、新たな支援対象者の掘り起こしにつなげるため、第一四半期を目指し、人通りが多い場所などセンターの認知度向上につながる場所へ移転すること(移転場所は応募者の提案に基づき県と協議のうえ決定)。移転時期等も事前に県と協議を行い、移転に伴う作業や手続き等について適切に対応すること。

#### (2) 開所日時

<令和8年4月1日～>

勤務日を原則週休二日制としたうえで、開所日時は週5日、1日7時間程度を目安と

し、しごとプラザ高松の開所日時（※2）の範囲内において提案によるものとする。

〔※2 しごとプラザ高松 開所日時（令和8年2月12日現在）  
・月～金曜日及び第2・4土曜日の9:30～18:00  
・ただし、祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く。〕

＜センター（高松）移転後＞

勤務日を原則週休二日制としたうえで、開所日時は週5日、1日7時間程度を目安とし、移転先の状況に応じて提案とすること。

ただし、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く。

（3）業務の内容

第3の1～5に掲げる業務とする。

なお、第3の3～5に掲げる業務については、第3の7に掲げる中西讃サテライト拠点に係る事項を含め、本センターが全体を統括すること。

（4）人員体制

本センター及び第3の7に掲げる中西讃サテライト拠点の責任者としてセンター長を置くとともに、本センターに常時2名の相談員を配置する。

なお、これを上回る職員配置の提案も可能とする。

（5）実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 7 中西讃サテライト拠点の設置、運営・管理

（1）設置場所

香川県綾歌郡宇多津町浜六番丁88

ユープラザうたづ1階

（2）開所日時

開所日時は週3日、1日7時間程度を目安とし、ユープラザうたづの開所日時（※3）の範囲内において提案によるものとする。

〔※3 ユープラザうたづ 開所日時（令和8年2月12日現在）  
・月曜日を除く9:00～21:00  
・ただし、相談等は原則10:00～17:00の間で行うこと。  
・月曜日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休館  
・ただし、月曜日が祝日の場合はその週の火曜日が休館（連休となる場合は祝日後の平日が休館）〕

（3）業務の内容

第3の1及び2に掲げる業務とする。

（4）人員体制

常時2名の相談員を配置する。

なお、これを上回る職員配置の提案も可能とする。

（5）実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第4 委託金額

24,427,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

## 第5 企画提案書の提出

### 1 提出書類

#### (1) 企画提案書 7部 (正本1部、副本6部)

企画提案書には以下の項目に関する内容を記載し、1部は法人名を記載し、残り6部は法人名等を特定できないようにすること。

##### ① 事業の実施方針

第2に掲げる対象者の就労について、現在の状況と課題を踏まえ、令和8年度かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営委託業務の実施方針を記載すること。

##### ② 事業の実施計画

ア 「第3 委託業務の内容」に係る事業実施計画

イ 相談員等の確保及び育成方針

ウ 関係機関との連携方針

エ 広報計画

③ 高松のセンター移転場所のイメージ図及び移転後の運営方針のほか、新たな支援対象者の掘り起こし方法等について、詳しく記載すること。

④ かがわ女性・高齢者等就職支援センター及び中西讃サテライト拠点の人員体制

⑤ 配置するセンター長や相談員等の資格、経験・能力及び雇用形態等（可能な範囲で詳しく記載すること。）

⑥ 事業における課題や成果の分析方法

⑦ 応募者の概要（パンフレット等によることも可）

⑧ 類似事業の実施実績（過去2年以内）及び保有するノウハウ等

#### (2) 見積書 7部 (正本1部、副本6部)

1部は法人名を記載し、残り6部は法人名等を特定できないようにすること。

#### (3) プロポーザル方式選定委員会出席者名簿（様式4） 1部

（4）働き方改革及び女性活躍等を推進する企業または障害者雇用に関する優良な取組みを行う企業として認定等を受けている場合は、その認定書等の写し（別添「かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営業務委託事業者の審査基準」の別表「調達時における働き方改革及び女性活躍等推進企業並びに障害者雇用優良企業の評価基準」参照） 1部

※企画提案書等に不備がある場合には、審査対象とならない場合がある。

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

## 2 提出期限

令和8年3月10日（火）17時必着

## 3 企画提案参加に際しての注意事項

#### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

②提出した書類に虚偽の内容を提出した場合

③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④本仕様書に違反すると認められる場合

⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

#### (2) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書の提出はできない。

(3) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え、もしくは再提出は認めない。

(4) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 費用負担

企画提案書作成、企画提案参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(6) 企画提案書作成の留意点

①企画提案書の文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

②両面表記を原則とするが、既存の資料を添付書類とする際、片面表記である場合は、この限りではない。

③企画提案書は、表紙含め A4 15 枚 (30 ページ) 以内とする。

④企画提案書は左肩 1 か所をホッチキス止めし、通しでページ番号を記載すること。

(7) その他

①応募意思表明書を提出した場合であっても、企画提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

②応募者は、企画提案書の提出をもって、仕様書等の記載内容に同意したものとする。

③応募意思表明書を提出した後または企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 2）を県労働政策課に持参または郵送により申し出ること。

④企画提案に応募した企業名等は、公表する場合がある。

## 4 見積書作成にあたっての注意事項

(1) 提案金額について

提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み金額とする。

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(2) かがわ女性・高齢者等就職支援センターの施設運営について

①本センターに係る設置費（施設賃借料、看板作成・設置料等）及び光熱水費、人件費（賃金・通勤手当・社会保険料等）、業務旅費、通信運搬費、パソコン、複合機（コピー・FAX・プリンター）、机・椅子、ロッカー、書庫、物品庫、ホームページ等の開設及び維持管理費、パンフレット・ポスター等の広告費、事務用消耗品、センターの移転にかかる経費、その他運営に要する経費を計上すること。

②見積書作成にあたり、令和 8 年 4 月 1 日から移転するまでの本センターの施設賃借料は 80,000 円／月（敷金・礼金は不要）、光熱水費は 15,000 円／月（施設賃借料、光熱水費ともに消費税及び地方消費税を含まない額である。）とすること。なお、これらの金額については、契約候補者として選定された後、契約にあたり見積書を作成する際に、当該施設の貸主と調整のうえ最終的に決定する。また、移転後の施設賃借料、光熱水費等についても、必要となる経費を見積もること。

(3) 中西讃サテライト拠点の施設運営について

①本サテライト拠点に係る設置費（看板作成・設置料等）及び人件費（賃金・通勤手当・社会保険料等）、業務旅費、通信運搬費、パソコン、複合機（コピー・FAX・プリンター）、机・椅子、ロッカー、書庫、物品庫、事務用消耗品、その他運営に要する経費を計上すること。

②見積書作成にあたり、本サテライト拠点の施設使用料は 66,600 円／月（光熱水費等含む。）とすること。

## 5 問い合わせ

企画提案に関する質問は、企画提案に係る質問書（様式3）により、令和8年2月26日（木）正午までに、下記「提出・連絡先」へ、持参、郵送または電子メールで問い合わせること。なお、電子メールで提出する場合は、PDF形式とすること。

質問を受けた場合は、令和8年3月2日（月）までに、応募資格要件に適合する全員へ回答を電子メールで周知する。

## 6 提出・連絡先

香川県商工労働部労働政策課 総務・雇用労政グループ 香川  
TEL 087-832-3370  
FAX 087-806-0211  
E-Mail : rosei@pref.kagawa.lg.jp

## 第6 審査に関する事項

### 1 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営業務プロポーザル方式選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。

なお、受託者の選定にあたっては、別添「かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営業務委託事業者の審査基準」に基づき、提出書類及びプレゼンテーション等により審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定する。

### 2 選定委員会

#### （1）開催日時（予定）

令和8年3月18日（水）午後  
正式日時については、後日、書面にて通知する。

#### （2）開催場所

香川県庁（高松市番町四丁目1番10号）東館6階会議室

#### （3）注意事項

- ①応募者は、他の応募者の企画提案を傍聴することはできない。
- ②参加人数は、1事業者2名までとする。
- ③選定委員会当日、新たな説明資料を追加することはできない。
- ④パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。
- ⑤指定の時間に遅れた場合は、審査対象としない。

### 3 契約候補者の選定

上記の審査結果に基づき、選定委員会において総合的に判断し、契約候補者を選定する。

### 4 審査結果の通知及び公表

審査結果は選定後、すべての応募者に文書で通知する。なお、審査の経過については、公表しない。

## 第7 契約の締結

#### （1） 本公募は、その契約に係る予算が令和8年2月香川県議会定例会で可決され、令和8年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときにその効力が生ずるものとす

る。

(2) 選定した契約候補者と県とが協議し、それぞれの委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、契約候補者と県との協議により最終的に決定する。

なお、選定した契約候補者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかつた場合には、審議結果において、その総合評価が次に高い応募者と協議を行うこととする。

## **第8 業務の適正な実施に関する事項**

### **1 業務の一括再委託の禁止**

受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議のうえ、委託業務の一部を委託することができる。

### **2 成果物に係る著作権の取扱い**

#### **(1) 著作権の所有について**

成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利で、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、香川県が所有する。

(2) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該第三者との書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させたうえで、当該成果物を県に引き渡すものとする。

(3) 受託者は、県及び県の指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとし、このことは、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了または解除等契約終了の如何を問わず、契約の終了後も継続する。

(4) 他社の印刷物などから、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう、受託者において必要な手続きをとること。

#### **(5) その他の事項**

著作権の取扱いについて、本仕様書に記載のないその他の事項については、県と受託者が協議のうえ処理する。

### **3 個人情報の保護**

受託者が、かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営委託業務を行うにあたって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### **4 守秘義務**

受託者は、かがわ女性・高齢者等就職支援センター運営委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはでない。また、委託業務終了後も同様とする。

### **5 書類及び経費**

事業実施にあたっては、本事業に関する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類その他関係書

類を整備し、適切な事業運営を行うこと。

本事業以外の事業にも従事している受託事業者従業員の人事費等、他業務との仕分けが必要な経費については、全経費のうち、本事業に係る部分のみ、経費として認められる。このとき、本事業に係る部分については、必ずその根拠を示すこと。

## 6 備品

受託者が事業に必要なため、委託料で備品（※4）を購入する場合には、事前に香川県に協議するとともに、購入後は備品の管理簿を作成し、整理すること。また、委託期間の終了または委託契約が解除されたときは、直ちに県に引き渡すこと。

※4 備品（香川県会計規則第113条）

その性質、形状を変えることなく比較的長期間（概ね1年以上を超えるもの）使用に耐えうるもので取得価格が5万円以上の物品等

## 第9 業務の継続が困難となった場合の措置について

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議することとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

## 第10 委託事務の引継ぎについて

委託期間終了もしくは契約の取消しなどにより、本事業を受託する予定の次の事業者（以下「後任者」という。）が受託者と同一ではない場合には、受託者は後任者に対し、後任者決定日から後任者が受託した委託契約開始予定日前までの間に引き継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供し、後任者が本事業を行うにあたり、支障がないようにすること。